

「赤い羽根福祉基金 2023年度 新規事業助成」公募説明会(12月15日開催)質疑応答

質 問	回 答
対象となる経費について	
<p>人件費につきまして、助成金額内で充てられる割合は決まっていますか？</p>	<p>応募時点で人件費の割合についての制限はありません。 審査委員会において応募内容に照らして人件費の割合の適切性が認められれば助成対象となりますが、場合によっては減額となる場合もあります。</p>
<p>人件費について、事業を実施する人が個人事業主の場合、委託費のような形で給与をお支払いすることになりますが、直接雇用にしないとだめでしょうか？</p>	<p>団体のスタッフではなく個人事業主の方への委託費として活動費用をお支払いする場合は、人件費ではなく「委託費」として計上してください。 ただし、本助成は団体の実施する活動に対して助成を行うものであるため、一般的に助成金の半分以上が委託費となることは望ましくありませんので、その点をご留意のうえ応募書をご記載ください。</p>
<p>法人の役員が、実務として本事業に関わる場合、給与ではなく役員報酬という科目になってしまいますが、助成対象となりますか？</p>	<p>法人の役員であっても、本助成で実施する活動に従事する場合は助成対象となります。</p>
<p>ボランティア謝金は対象外経費であっても、外部の専門家や講師等に謝金を支払う場合は、謝金の算定基準に関する規程の写しを提出する必要がありますか？</p>	<p>ボランティア謝金は対象外ですが、外部講師等への謝金を経費に含める場合は、完了報告時に謝金の算定基準のわかる規定の写しおよび謝金対象者の活動日・時間・活動内容がわかる日報をご提出いただく必要があります。</p>
<p>助成対象外経費として、車両・備品の購入とありますが、事業実施のために送迎が必要な場合、送迎車として車両を購入することは可能ですか？ また、送迎車両や居場所利用者の車を駐車しておくための駐車場の賃借料は対象となりますか？</p>	<p>車両の購入費用、駐車費用のいずれにおいても、審査委員会において応募内容に照らして必要性を認められた場合は対象となります。 車両等の備品が、応募事業において必須であることがわかるよう応募書へご記載ください。</p>
<p>事業に使用する車両をリースやレンタカー利用した場合なども経費として認められますか？</p>	<p>審査委員会において、応募書に照らして車両のリースやレンタカー利用の必要性が認められれば対象となります。</p>
<p>支援対象の若者が居場所支援場所まで通ってくる電車などの交通費は対象になりますか？</p>	<p>本助成では、支援対象者への現金給付は対象外としております。そのため、支援対象者が居場所へ通うための交通費も現金給付とみなされ対象外となります。</p>
<p>生きづらさを抱える若者への居住も含めた支援を考えています。 若者の生活費（食費など）や、精神疾患等がある場合のカウンセリング料なども、助成対象となりますか？</p>	<p>本助成では、支援対象者への現金給付は対象外としているため、団体を経由して支援対象者個人の生活費（食費や光熱水費）を助成金で支払うことも認められません。 また、支援対象者個人が外部の病院等においてカウンセリングを受ける場合の費用も対象外となります。</p>
<p>住居支援の一環として、水道電気ガスなどのライフラインを維持するために、利用料を給付するというのは対象となりますか？</p>	<p>応募内容による個別判断となりますが、本助成ではこれまで、就労支援付き居住支援事業において、若者が暮らすシェアハウス運営のための光熱水費を対象とした例があります。</p>
対象となる活動・団体について	
<p>新規事業の定義について、いつからの事業開始を新規事業としますか？ これからか、すでに活動していても可能でしょうか？</p>	<p>事業の開始時期については問いません。 すでに団体として実施している事業であっても、全国的に普及していない活動であり、事業そのものに新規性があるかが審査の際に重視されます。</p>
<p>今回初めての申請です。事業自体は5年やってきています。そのような場合はそのままの内容で申請は可能でしょうか？</p>	
<p>2020年より市内の子育て家庭対象フードパントリー事業と、ひとり親家庭・非課税家庭対象のフードパントリー事業を行っております。そのような活動も申請可能でしょうか？</p>	<p>フードパントリー事業について、本助成の対象外となるものではございませんが、本助成の審査においては事業の先駆性・モデル性が重視されております。そのため、現在においてまだ全国的に普及していない活動が優先的に採択されますので、その点をご留意ください。</p>
<p>2022年度までに採択していただいた事業と全くおなじ内容でもよろしいですか？何か新しい要素が必用ですか？</p>	<p>他の助成金等においてこれまで実施してきた活動を本助成へ応募いただく場合、これまで実施してきた活動の成果を踏まえ、本助成金を活用してどのようなことに新しく取り組み、どのような目標を達成するのかについて、応募書へご記載ください。</p>

質 問	回 答
一般助成のⅠ～Ⅲまでの要素が重なっていても大丈夫でしょうか？	「生きづらさを抱える若者の未来創出活動応援助成」および「一般助成」のいずれにおいても、助成対象活動（事業）Ⅰ～Ⅵの様々な要素が重なる活動も対象となります。
分野を横断する事業を行っており、どの分野で応募するか迷っております。各分野の過去の応募件数と採択率を教えてくださいましてはできませんでしょうか？	過去の助成決定の概要については、本会ホームページの「赤い羽根福祉基金」ページからご覧いただけます。（ https://www.akaihane.or.jp/kikin/#07 ） なお、どの分野でご応募いただいたとしても、採択率に影響はありません。
応募対象として、非営利であればということですが、大学等の研究・教育機関から他機関と連携した応募は可能でしょうか？	大学等の研究・教育機関や他機関と連携した活動も対象となります。 ただし、一般的に助成金の半分以上が団体外部への委託費となることは望ましくありませんので、他機関への委託を行う場合は、自団体で行う活動を明確にして応募書へご記載ください。
非営利の捉え方なのですが、事業の継続性を考えた時に、助成のみでの活動では助成が切れた後に継続できなくなることが想定されるため、利用対象者に料金をご負担いただくことも想定する必要があるかもしれませんが、助成を受けるとして、助成期間中に費用負担を利用者をお願いすることは問題ありませんか？	非営利とは、事業を通して得た利益を組織の構成員へ分配しないことを指します。助成期間中に事業利用者への費用を負担いただく場合は、そこで得た利益は助成対象事業においてどのように活用するのかについても応募書へご記載ください。
NPO間等でのコンソーシアムでの申請は可能でしょうか？	可能です。その場合、助成手続きを行う代表団体を決めていただくことに加え、団体間での助成金の執行方法についても取り決めを行ってください。
一つの団体で二つの部署が合同で応募することは可能でしょうか？ その場合、事業活動内容も、直接支援と調査・研究となります。 可能な場合、申請書作成に留意点などありますか？	一つの団体で二つの部署が合同で応募すること自体は可能です。 ただし、事業活動内容が異なる場合は、相互の関連性を応募書においてお示しください。
すでに本助成金をいただいており、今年度で3年間の助成期間終了します。 申請内容が異なり、新しい要素があれば、申請は可能でしょうか？	すでに本助成を受けている団体であっても、申請内容が異なり、新しい要素があれば応募いただくことは可能です。
個人経営のクリニックなので、団体の規約や会則、定款がありませんが、そういった場合はどうすれば良いですか	本助成は個人ではなく団体を対象とした助成金であるため、規約や会則、定款をご提出いただけない場合は対象外となります。
応募方法について	
3か年合計で1000万円が上限ではないのでしょうか？	「若者の未来創出活動応援助成」は1年間あたりの上限額が500万円、3年間で最大1,500万円が上限となります。 「一般助成」は1年間あたりの上限額が1,000万円、3年間で最大3,000万円となります。
応募書の想定額は、1年をしたうえで修正をかけ、2年目、3年目と実際に変わっていくことは問題ないでしょうか？	2年目、3年目の継続助成審査の際に、実際に事業を実施してみた結果として想定額からの変動について必要性を認められれば、応募額を変更できる場合もあります。 ただし、2年目、3年目の応募においては、1年目の応募書に記載した想定額を目安としていただくこととなりますので、2年目、3年目の事業実施を見据えて想定額をご記載ください。
応募に際しては、メールでの書類送付まで含めて1/11ㄨ切で合っていますか？	応募フォームへの入力とメールによる応募書類の提出までを含めて、締切日は1月11日（水）です。
市の共同募金委員会からの助成実績があった場合、別件で過去実績のみ報告して、本助成への申請は可能でしょうか？	都道府県や市の共同募金会からの助成実績がある場合でも本助成にご応募いただくことは可能です。その場合、応募書①の【採択実績】の欄へご記載ください。
①生きづらさを抱える若者～ に該当する事業であっても、予算上のことから、②一般助成の枠で応募することは可能でしょうか？	活動内容が「生きづらさを抱える若者の未来創出活動応援助成」の対象であっても、予算上の理由で「一般助成」へご応募いただくことも可能です。 ただし、審査委員会において減額された結果、500万円以下での助成決定と判断された場合「生きづらさを抱える若者の未来創出活動応援助成」として採択される場合もあります。